

「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の
改定について」(答申案)

令和 6 年 月 日

逗子市廃棄物減量等推進審議会

はじめに

逗子市では、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例において、平成 23 年度までは、事業系一般廃棄物（ごみ）を市が収集し、ごみの排出量の区分に従って手数料を設定する「従量制手数料制度」を採用していました。この制度では、事業者がごみステーションに上限なく排出できる制度となっており、一定以上の排出者には有料制をとっているものの負担の公平性が担保されていない状況にありました。

このような状況から、事業系ごみに係る定義を明確化し、事業者自らの責任による処理原則に改める必要があり、当審議会は、「事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について」の諮問を受け、平成 23 年 5 月に答申しました。逗子市ではこれを受けて、平成 24 年 4 月からこれまでの制度を変更し、事業系一般廃棄物は市の収集から、事業者が自らあるいは一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して市の処理施設に搬入し、処理することとしました。ただし、少量排出事業者¹は、零細事業所保護の観点から、例外的に家庭ごみと同様にごみステーションに排出できることとしました。また、従量制手数料制度を廃止し、市の処理施設に搬入する場合の手数料を 10 kg 当たり 150 円としました。

その後、逗子市では、平成 26 年度からごみ焼却残渣の全量外部委託資源化、平成 27 年 10 月から家庭ごみ処理有料化及びごみ分別の細分化に伴う植木剪定枝の外部資源化等を行うなど、ごみ処理を取り巻く状況が変化したことから、「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」諮問を受け、平成 28 年 1 月に答申しました。逗子市ではこれを受けて、平成 28 年 10 月に手数料を 10 kg あたり 250 円に改定しました。

前回の見直しから 7 年が経過し、外部委託での焼却残渣の資源化等、資源化処理に係る費用の高騰、近隣自治体における手数料の見直し（値上げ）の実施、令和 7 年 3 月からの家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施など、ごみ処理を取り巻く近年の状況の変化を踏まえ、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料について、見直しを行う時期に来ていることから、令和 5 年 12 月に「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」諮問を受けました。

¹ 「少量排出事業者」とは、①従業者（事業主を含む）の総数が 3 人以下であること、②食品廃棄物を排出しないこと、③ごみ排出量が 1 日平均 1 キログラム以下であること、このすべてに該当する事業所

1 計画上の位置づけ

事業系ごみ処理手数料については、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25 年 4 月 環境省（令和 4 年 3 月改訂）」において、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられているため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいとされました。環境省の中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会の報告書（平成 31 年 2 月）では、「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされており、これを受け、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年 7 月）」においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」が位置づけられました。

令和 2 年 8 月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」では、事業系ごみの減量は喫緊の課題であるとし、事業者から排出されるごみの減量・資源化施策としては、生ごみの削減、排出事業者への適正排出の指導、手数料の見直しを掲げています。

また、令和 3 年 3 月に策定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画」では、持続可能な循環型社会形成への取組の推進の基本施策において、事業系一般廃棄物の資源化・減量化について掲げ、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、排出事業者への適正排出の指導、手数料の見直しについて、2 市 1 町で連携して推進していくとしています。

排出事業者の処理責任としての受益者負担の適正化は、更なるごみの減量化・資源化を促進すると考えられることから、両計画において、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めることとしています。

2 事業系一般廃棄物処理手数料の費用負担の現状について

平成 28 年 1 月の「逗子市一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」の答申では、「基本的には処理原価相当額が基準となるべきものですが、大きな値上げは事業者を圧迫することが考えられることから、当面は近隣自治体並みとして鎌倉市の 21,000 円/t から葉山町の 25,000 円/t の範囲での設定とし、段階的に処理原価相当額を目指して引き続き見直しを検討していくことが適当と考えられます。」と答申しています。

ごみ処理経費及びごみ処理原価について、その推移をみると、表－1 から表－3 に示すとおりとなっています。

現在の事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料は、250 円/10kg（1 t 当たり 25,000 円）であり、令和 4 年度のごみ処理原価の 58%相当となっており、ごみ処理原価との隔たりが生じてきています。

また、県内市町村における 10 kg 当たりの事業系一般廃棄物の処理手数料は、表－4 に示すとおりであり、近隣の鎌倉市では令和 6 年 10 月 1 日から 400 円に、海老名市、座間

市及び綾瀬市では、令和6年4月から300円、令和8年4月から350円と段階的な改定が予定されています。改定後の金額で見ると、130円から400円の範囲にあり、250円以上が32市町村中20市町村で、平均は245円です。

表－1 ごみ処理経費の推移

項目/年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A. ごみ処理量（t/年）		20,572	20,959	21,427	21,062	20,776
処理費用（千円）	①逗子市＊	14,964	15,322	15,291	15,027	14,660
	②葉山町（可燃ごみ）	5,608	5,637	5,521	5,431	5,532
	③葉山町（容プラ）			615	604	584
	a. 収集運搬費	281,222	270,615	277,946	282,071	284,759
	b. 中間処理費	580,084	577,801	651,608	686,529	784,392
	c. 最終処分費	102,079	102,671	104,318	106,769	110,222
	d. 処理及び維持管理費計（a+b+c）	963,385	951,087	1,033,872	1,075,369	1,179,373

（注）＊A. ①ごみ処理量には、集団資源回収量及び公共施設等資源物回収量を含まない。
平成30年度から葉山町の可燃ごみの本格受入れ、令和2年度から葉山町の容器包装プラスチックの受入れを開始した。

表－2 ごみ処理原価（中間処理及び最終処分費）

項目/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均	
						過去3年間	過去5年間
e. 処理及び維持管理合計費用（b+c）（千円）	682,163	680,472	755,926	793,298	894,614	814,613	761,295
処理及び維持管理合計費用（e/A）（円/t）	33,160	32,467	35,279	37,665	43,060	38,668	36,326

表－3 事業系ごみ1t当たり処理手数料の処理経費に対する割合

項目/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
t 当たり処理手数料（円/t）	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
事業系ごみ処理料金の処理経費に対する割合（％）	75.4	77.0	70.9	66.4	58.1

表－４ 県内における事業系一般廃棄物処理手数料

市町村	事業系一般廃棄物処理手数料（円/10 kg）	市町村	事業系一般廃棄物処理手数料（円/10 kg）
逗子市	250	南足柄市	240
横浜市	130	綾瀬市* ²	250→300→350
川崎市	150	葉山町	250
相模原市	250	寒川町	280
横須賀市	150	大磯町	240
平塚市	280	二宮町	250
鎌倉市* ¹	250→400	中井町	250
藤沢市	270	大井町	250
小田原市	250	松田町	250
茅ヶ崎市	280	山北町	250
三浦市	150	開成町	250
秦野市	220	箱根町	180
厚木市	250	真鶴町	200
大和市	200	湯河原町	200
伊勢原市	220	愛川町	250
海老名市* ²	250→300→350	清川村* ³	—
座間市* ²	250→300→350		

資料：神奈川県令和５年度一般廃棄物処理事業基礎データ調査

（注）*１ 鎌倉市は、令和６年１０月から４００円/10kgに改定予定

*２ 海老名市、座間市及び綾瀬市は、令和６年４月から３００円/10kg、令和８年４月から３５０円/10kgに改定予定

*３ 清川村は、有料処理券（４５ℓ 袋 １５０円、９０ℓ 袋 ３００円）

3 逗子市における事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の設定について

事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料は基本的には原価相当額が基準となるべきものですが、大きな値上げは事業者を圧迫することが考えられることから、前回、平成 28 年 10 月の処理手数料の改定では、処理原価の約 7 割としました。

今回の改定に当たっても同様の考え方を保持しつつ、段階的に処理原価相当額を目指すに当たっては、当面は近隣自治体を参考として、10 kg あたり 350 円（過去 3 年間平均の 9 割相当、令和 4 年度の 8 割相当）で設定し、引き続き処理原価相当額までの見直しを検討していくことが適当と考えます。ただし、見直しに当たっては、混乱を招くことがないように短期間での頻繁な改定はできるだけ避けるとともに、改定時には十分な周知期間を設け、市において周知啓発の徹底に努めることが重要です。

4 事業系一般廃棄物の排出抑制について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な処理責任を有するとする一方、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない廃棄物処理責任があります。したがって、事業者は、受益者負担の観点からの相応の手数料負担に加え、さらなるごみの発生抑制・排出抑制を進めるとともに、一般廃棄物・産業廃棄物を適正に分別し、資源化の推進に努めることが必要であると考えます。

市においても、循環型社会形成に必要な発生抑制、再使用、再生利用等の情報、例えば食品ロス対策として市民に対しては「3010 運動」、生ごみの排出が多い飲食店等に対しては食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等の情報などについて、市民、事業者にわかりやすく提供することが必要と考えます。

5 市の一般廃棄物処理施設において処理できる産業廃棄物処理及び費用負担について

産業廃棄物は、事業活動に伴って排出され、量的または質的に環境汚染の原因となる可能性があるものとされており、逗子市の一般廃棄物処理施設においては処理を行わないことが原則です。限定的に指定している市で処分する産業廃棄物についても、老朽化する市の施設で中間処理することでの負担や、排出事業者の責任の下で処理することが原則であることに鑑み、最終処分を含む処理原価及びその見込額を基に処分費用を設定すべきと考えます。

6 改定時期

令和 7 年 3 月から家庭系生ごみの分別収集・資源化を実施し、市民の皆さんに生ごみの分別収集・資源化への取組の協力をいただく中で、事業者においても、生ごみの排出抑制、食品リサイクルの促進に向けた事業者自らの取組が求められます。

そのため、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定については、家庭系生ごみの分別収集・資源化と同時期に実施することが適当と考えます。